省令

○国土交通省令第九十号

道路法等の一部を改正する法律（令和二年法律第三十一号）及び道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和二年政令第三百二十九号）の施行に伴い、並びに道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第二項第八号、第三十三条第二項第五号、第四十五条の二第一項及び第二項、第四十八条の二十二第一項及び第二項、第四十八条の二十三第三項、第四十八条の二十四第二項第三号、第四十八条の二十五第五項、第四十八条の三十第一項及び第二項、第四十八条の三十六、第四十八条の四十二第二項、第四十八条の四十五並びに第七十六条第一項の規定に基づき、並びに道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）を実施するため、道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和二年十一月二十日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令

（道路法施行規則の一部改正）

第一条　道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特定車両の種類） **第一条**　道路法（昭和二十七年法律第百八十号。以下「法」という。）第二条第二項第八号に規定する国土交通省令で定める車両は、次に掲げる車両とする。 一　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車 二　道路運送法による一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車 三　道路運送法による一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車 四　貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）による一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車	（新設）
（路線の認定等の公示） **第一条の二**　法第九条の規定による路線の認定又は法第十条第三項において準用する法第九条の規定による路線の廃止若しくは変更の公示は、それぞれ別記様式第一、第二又は第三により、行うものとする。 2　（略） **第一条の三**　（略） （国土交通大臣への報告を要しない道路の占用） **第一条の四**　（略） （国道の新設等の公示） **第一条の五**　（略）	（路線の認定等の公示） **第一条**　道路法（昭和二十七年法律第百八十号。以下「法」という。）第九条の規定による路線の認定又は法第十条第三項において準用する法第九条の規定による路線の廃止若しくは変更の公示は、それぞれ別記様式第一、第二又は第三により、行うものとする。 2　（略） **第一条の二**　（略） （国土交通大臣への報告を要しない道路の占用） **第一条の三**　（略） （国道の新設等の公示） **第一条の四**　（略）